

個別注記表・税務調整 チェックリスト

会社計算規則98条の区分に沿って確認する

会社名		事業年度	
-----	--	------	--

1. 個別注記表（要否は会計監査人非設置・公開会社でない株式会社の場合）

号	注記の項目（会社計算規則98条1項）	当社での要否	記載	確認のポイント
1号	継続企業の前提に関する注記	省略可		98条2項1号で省略できる
2号	重要な会計方針に係る事項に関する注記	必要		資産の評価基準・減価償却の方法・引当金の計上基準・収益の計上基準（101条）
3号	会計方針の変更に関する注記	必要		変更した事業年度に記載
4号	表示方法の変更に関する注記	必要		組替をした事業年度に記載
4号の2	会計上の見積りに関する注記	省略可		
5号	会計上の見積りの変更に関する注記	省略可		
6号	誤謬の訂正に関する注記	必要		訂正した事業年度に記載
7号	貸借対照表等に関する注記	省略可		担保提供資産・保証債務などを任意に記載することは可能
8号	損益計算書に関する注記	省略可		
9号	株主資本等変動計算書に関する注記	必要		発行済株式の数・剰余金の配当・新株予約権など
10～18号	税効果会計・リース・金融商品・関連当事者との取引・1株当たり情報など	省略可		会計監査人設置会社などでは必要になる
18号の2	収益認識に関する注記	要確認		省略できる項目に明記されていないため、自社の会社区分での要否を確認する
19号	その他の注記	必要		会社の財産・損益の状態を正しく判断するために必要な事項

2. 税務調整（別表との突合）

確認項目	確認	確認のポイント・気づいたこと
別表四の「当期利益又は当期欠損の額」が、損益計算書の当期純利益と一致している		
別表五(一)の期首利益積立金額が、前期の期末の額と一致している		
交際費等・寄附金など、損金に入らない部分を別表四で加算している		
貸倒引当金の繰入限度超過額・減価償却超過額を別表四で加算している		
役員給与のうち損金にならないもの、納税充当金の繰入・取崩と未払事業税の調整を確認した		
消費税の経理方式（税抜／税込）が前期と同じで、決算書と消費税申告書が整合している		

注記の要否は会社の区分（会計監査人の設置・公開会社かどうか）で変わります（会社計算規則98条2項）。上の「当社での要否」は会計監査人設置会社以外の公開会社でない株式会社を前提にした整理です。顧問先の区分を確かめてから使ってください。